

大阪広域水道企業団告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の徴収の事務の一部を次のとおり委託した。

令和5年12月25日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

- 1 委託事務  
水道センターにおける徴収の事務
- 2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	事務所の所在地
四條畷水道事業における水道料金等の徴収の事務及び四條畷市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	株式会社フューチャーイン 関西支店	兵庫県神戸市中央区京町74京町 74番ビル9F	四條畷市中野本町1番44号

- 3 委託期間  
令和5年12月1日から令和10年11月30日まで